部長及び参事官　　生企発第222号
殿　　令和７年３月21日
所　属　長　　５年保存（係）
本　部　長

不発弾等の取扱いについて（通達乙）

発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の取扱いについては、「不発弾等の取扱いについて（通達乙）」（令和４年４月１日生企発第299号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところ、今後は下記のとおりとするので、適切に対応されたい。

なお、旧通達については、本通達をもって廃止する。

記

１　不発弾等の範囲

(1)　陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア　戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの。

イ　戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ　その他陸上自衛隊の方面総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの。

(2)　海上自衛隊が処理する不発弾等

ア　海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物。

イ　漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの。

ウ　その他海上自衛隊の地方総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの。

２　事前対策

(1)　地域住民、学校等に対し不発弾等の危険性、留意点等について十分な広報を行うこと。

(2)　不発弾等が頻繁に発見される地域にあっては、関係機関、団体等に働きかけを行い、連絡会議を開催するなど、緊密な連携による諸対策の推進に努めること。

３　警戒措置等

(1)　通報等により不発弾等を認知した場合には、危険区域であることを明示した看板、縄張り等の応急的な立入禁止措置のほか、不発弾等の種類、数

量、状態、付近住民の居住状況等から、危害防止のための警戒等の措置が必要と判断されるときは、他の関係部門、自治体等と連携し、住民の避難、立入禁止及び通行の禁止又は制限等の措置を迅速かつ確実に実施すること。

(2)　発見された不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないことが明らかであるときは、当該不発弾等の盗難等の防止のため一時保管等の必要な措置を講じること。

(3)　自衛隊による不発弾等の処理に際し、当該区域の警備責任者たる陸上自衛隊の方面総監又は海上自衛隊の地方総監（以下「方面総監等」という。）から危害防止上必要とする住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置について要請を受けた場合は、所要の措置を講じること。

(4)　自衛隊が不発弾等の処理を完了するまでの間、県警察が公共の安全のため必要な警戒措置をとる上において、自衛隊による技術援助を必要とするときは、県本部生活安全部生活安全企画課（以下「生企課」という。）を経由して本職に報告の上、方面総監等に対し、技術援助の要請を行うこと。

4　自衛隊への処理要請

(1)　自衛隊に対して不発弾等の処理を要請する場合は、生企課を経由して本職に報告の上、方面総監等に対し、不発弾等の種類、数量、状態及びその所在地並びに付近の状況等の参考事項を付して行うこと。

(2)　上記(1)の要請を実施するに当たっては電話等により事前通報を行い、その後速やかに文書による要請を行うこと。

5　その他

不発弾等の状態や発見現場の状況等から、社会的反響が予想される場合や、特に迅速な処理を要すると認められるものについては、生企課に即報すること。